**令和３年度　韓国市場向け情報発信業務**

**プロポーザル実施要領**

**１　業務の目的**

本県においては、ターゲット市場ごとの特性に応じた魅力ある観光素材の磨き上げに地域と一体となって取り組むとともに、本県の観光地としての認知度向上のために情報発信を実施してきた。

今年度は、韓国済州島発祥のトレッキング「九州オルレ」の認定や地域グルメ「アジフライ」を活かしたインバウンド受入拡大に取り組んでいる松浦市と連携して、コロナ前、本県に最も多く来訪していた韓国をターゲットに取り組むこととする。

そこで本事業では、韓国市場向けインフルエンサーを招聘し、松浦市が実施する「地域の観光の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」に合わせて観光コンテンツの磨き上げを共同で実施するとともに、インフルエンサーが保有するアカウント上で松浦市及び波佐見町の観光コンテンツの情報発信を行い認知度向上を図ることとする。

**２　業務の概要**

（１）業務内容

　「令和３年度　韓国市場向け情報発信業務仕様書」のとおり

（２）業務期間

　契約締結の日から令和４年１月31日まで

（３）予算額

　1,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**３　参加資格**

（１）本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑦の全ての要件をみたしている者とする。

①本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。

②地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

　　③長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。

　　④取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。

　　⑤会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。

　　⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

　　⑦国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（２）上記（１）を満たす１事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は代表事業者が上記（１）の全てを満たし、且つ、構成事業者が上記（１）の②～⑦を満たさなければならない。

**４　プロポーザル実施の手続き**

（１）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 期日 |
| 1. 公募開始
 | 令和３年11月11日（木） |
| 1. 参加表明の期限
 | 11月17日（水） |
| 1. 企画書の提出期限
 | 11月19日（金）12時必着 |
| 1. 結果通知
 | 11月22日（月） |

（２）お問い合わせ・提出先

　　　担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟　海外誘致部　柄本、川口

　　　住　　所：〒850-8570　長崎市尾上町３番１号　長崎県庁５階

　　　電　　話：095-895-2641

電子メール：k.emoto@pref.nagasaki.lg.jp

（３）参加表明

　　　プロポーザルへの参加を希望する者は11月17日（水）までに、下記事項を記載の上、メールにて表明すること。

　　　・会社名

　　　・担当者

　　　・連絡先

（４）企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は、次のとおり作成すること。

1. 仕様書に基づき、その目的を達成するための多角的な提案を企画すること。企画

提案書の様式は問わない。

②提案書の表紙には、

・宛名「（一社）長崎県観光連盟会長」

・タイトル＜令和３年度　韓国市場向け情報発信業務企画提案書＞

・提出年月日

・会社名を記載すること。

　　③企画提案書は１者１提案のみとする。

④見積書（様式任意）

　　　ア．積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

イ．当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

ウ．宛名は一般社団法人長崎県観光連盟　会長　宮脇雅俊とする。

（５）企画提案書の提出

　　①提出期限　　令和３年11月19日（金）12時まで（必着）

　　②提出方法　　郵送または電子メールによるものとする。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

③提出先　　　上記（２）の担当窓口

④提出物　　　企画提案書１部、見積書１部

（６）企画提案の無効

　　　次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

　　①企画提案書類に虚偽の記載をした場合

　　②実施要領に反すると認められる場合

　　③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

**５　受託候補者の選定**

（１）審査方法

　　　　①企画提案書は、連盟が設置する審査委員会において、定められた基準により総合的に評価して順位付けを行い、１位となった参加者を受託候補者に選定する。

　　　　②審査は、提出された企画提案書の書類審査により行う。

（２）審査基準

提案された企画内容等及び見積価格に対する審査を実施し、これらの結果から算出した総合評価点により受託候補者を選定する。

○審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 項目 | 審査内容 | 配点 |
| １ | 企画概要 | ・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実行性の高い提案となっているか・幅広い知識や専門的なノウハウ等を活用した提案となっているか | 20 |
| ２ | 現地取材・情報発信・磨き上げ | ・現地での取材対応等が円滑かつ柔軟に対応できるか・効果的な情報発信が見込まれるインフルエンサーを提案しているか・本県Instagramへのフォロワーの流入が見込まれる提案となっているか・コンテンツの磨き上げについて、適切な助言が見込まれる提案となっているか | 50 |
| ３ | 実施体制 | ・本業務を確実に遂行できる実施体制となっているか | 10 |
| ４ | 事業実績 | ・本業務を確実に遂行できる十分な事業実績があるか | 10 |
| ５ | 提案金額 | ・価格点の算定式　満点（10点）×各提案者の提案金額のうち最低額÷自社提案額（小数点以下は切り捨て） | 10 |

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価 | 評　点 |
| Ａ（たいへん優れている） | 項目の配点 × 1.0 |
| Ｂ（優れている） | 項目の配点 × 0.8 |
| Ｃ（普通） | 項目の配点 × 0.5 |
| Ｄ（やや劣っている） | 項目の配点 × 0.3 |
| Ｅ（劣っている） | 項目の配点 × 0 |

（３）選定結果

令和３年11月22日（月）に通知する。